

## 会議録

会議の名称	第2回 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会
開催日時	令和4年9月27日(火) 13時40分~15時40分
開催場所	加東市役所3階 302会議室
【出席及び欠席委員の氏名】	
〈出席委員〉 6人 海野 千畝子、岩崎 吉泰、新谷 裕亮、安達 満、田中 和宏、大城戸 聰子	
〈欠席委員〉 3人 茂木 美知子、別惣 裕美子、榎本 喜己世	
【出席した事務局職員の氏名及びその職名】	
・健康福祉部長 大西 祥隆 ・健康福祉部福祉総務課 課長 近澤 孝則 ・健康福祉部福祉総務課 副課長 篠田 玲子 ・健康福祉部福祉総務課 係長 上田 由美子	
【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】	
1 議事 (1) 第3次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画の内容についての検討	
2 会議結果 (1) について 第3次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画の内容について審議しました。 <u>異議なし</u>	
3 会議の経過 別紙「令和4年度 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会(第2回)会議経過」のとおり	
4 会議資料名 ・第3次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(案)	

別紙「令和4年度 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（第2回）会議経過」

発言者	会議の経過/発言内容
	<p>1 開会 2 挨拶 3 議事</p> <p>[議事録署名人の指名] ・田中 和宏委員</p>
委員長	<p>[議事内容] 議事！「加東市配偶者暴力対策基本計画案」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	(事務局より「加東市配偶者暴力対策基本計画案」P1～P27について説明)
委員長	ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたらお願ひいたします。
事務局	<p>今回、2名の委員から、事前に質問と意見をいただいております。</p> <p>23～24ページに「回答者が少數のために削除を検討したい」とのことですが、わずか10名になっても相談できなかったDV被害者という実際の経験者の多くが、相談したいと思える相談先の回答として、対面ではなく、ネット上で、できることを希望しているということは、とても貴重な意見として明記する必要があるのではないかでしょうか。ただ、現在掲載されているグラフについては、パッと見たときの印象で、回答者が何十人もいるような誤解を与えてしまいそうなので、削除したほうがいいと思います。</p> <p>なお、この部分での回答者を「相談したことが分かると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから」と、「加害者に誰にも言うなど脅されたから」と回答した人に限ったのはなぜでしょうか。相談先だけに限らず、どういう状況であれば相談できたと思うかとかも含めて、⑥の回答者全員に回答してもらってもよかったです。</p>
事務局	<p>今回の計画への反映については、おっしゃるとおりグラフを見て誤解を与えかねないということから、追加しない方向で考えております。</p> <p>また、貴重な御意見として受けとめております。委員の皆様と、こういった意見や課題があるということを認識し、引き続き委員会にて検討をしていきたいと考えております。</p> <p>設問の持ち方については、「相談するほどのことではないと思ったから」の選択肢からどこ（だれ）に相談したらいいかわからなかったから」の項目までは、自分自身で相談しないと決めた方々、つまりDVの正しい理解や認識、相談窓口の周知が進めば解消できると考えています。それ以降の選択肢の「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから」と「加害者に</p>

	「誰にも言うな」とおどされたから」の方々については、加害者が原因で相談できなかった方、と考えました。その方々がどうすれば相談できるのかということを把握するために設定しました。
委員長	委員からの意見は、もっともな部分もあるかと思うのですけれども、その質問紙の限界というところもあります。
事務局	他の委員からも一点質問をいただいておりまして、アンケートの結果に関するご意見です。 12ページから掲載しておりますアンケート結果については、「全て棒グラフの表記で見にくいものもあります。円グラフなど、内容によって最適なグラフに変更してみてはどうでしょうか」という御意見をいただいております。
事務局	どのグラフにして表記するのが見やすいかということを、再検討して、また次のときまでに検討をしました表記したものをお出ししたいと考えております。
	(事務局より「加東市配偶者暴力対策基本計画案」P28以降について説明)
委員長	委員からご意見をいただいているとのことですのでお願いします。
事務局	第2章が「本市のDVを取り巻く現状と課題」というタイトルであることを考えると、このページではこの章のまとめとして「第2次計画の課題」が何であるかをはっきりさせた方が良いのではないかと思います。 この時点で「課題を踏まえた今後の取り組み」について書いてしまうと、現在の課題を明確にしないまま、一足飛びに解決方法を語ってしまっているように感じます。 また、「今後の取り組み」についての内容が、第3章の「3.施策の方向性」と重複するような内容で書かれているので、ここに“具体的”な方法として箇条書きされている「今後の取り組み」を各項目に挿入する形で併せて記載しては如何でしょうか。というご意見をいただいております。
委員長	回答としては、いかがでしょうか。
事務局	昨年度の令和3年度第3回の策定員会で、意識調査からみる現状を、基本課題ごとにまとめた結果を反映したうえで今後の取組についてまとめました。 ご提案いただいた形で1本化して掲載するほうが見やすいと考えるので、ご提案いただいたように第3章の「3.施策の方向性」の項目ごとに「今後の取り組み」を挿入します。よって28ページは削除し、30ページに包括する形にします。
委員長	大丈夫でしょうか。

委員	はい。
事務局	<p>もう一つご意見をいただいております。</p> <p>「支援体制の充実」が「連携体制の充実」に変更されていますが、あくまでも充実させるのは支援体制であり、そのために必要なのが関係機関とのしっかりとした連携なのだと思うので、変更はしなくても良いのではないかと思います。</p>
委員長	回答としては、いかがでしょうか。
事務局	<p>これについては、支援体制を充実させていくために、まずは基盤をしっかりと整えていく段階だと考え、連携体制の充実としました。前回の委員会でもご意見をいただいたように「当たり前のことを当たり前にできる」まずはそこをやっていきたいと考えています。情報漏洩や手続きミスなどで被害者の安全を脅かすことはあってはならないと考えています。</p> <p>ただ、目指すところは支援体制の充実のため皆様のご意見を踏まえ再検討したいと考えます。</p>
委員長	<p>掲げているのは、本当は「支援体制の充実」だけれど、まだそこに追いつかない、そのいろいろなマンパワーだとか、お金の問題やら、そんなのがある。だから、まずは一歩ということで、連携体制の充実にしといたほうが、それこそまだ「できてない、できてない」が多過ぎてしまって、逼迫し過ぎるではないかというあたりがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今まで我々が説明したとおりの最終目標が「支援体制」ということで、「支援」でもいいと、事務局では思っています。そのためには連携体制がしっかりと整うことがその1歩ということで迷っています。</p>
委員長	<p>こういう場合、目標値を定めてしまい、その中で（1）というわけにはいかないのですか。「まだ支援体制までには物足りないのは重々踏まえております」というような。</p> <p>事務局と話しましたけれども、例えば北米だとか北欧、DVに対しての支援体制が充実しているところは、国や州がお金を出して、カウンセリングに出られるよう支援します。我が国は、まだ到底そこまでいかないという段階で、何とか手堅くやれる話を、という意味での連携なのかと思っています。いずれ本当にそこができたら、どんなにいいだろうか。支援者の方々も加害者の方々も、きちんと支援をされていく必要があると思います。</p> <p>皆様はどうでしょうか。やはり「支援体制にしておくべきなのではないか」と思われる方、または「いや、必要条件は支援体制だけど、十分条件というところで、今的第一歩は連携体制」、どちらがいいという意見がありましたら、お伝えください。</p>

委員	「支援体制」といいますと、その前ページにあります（1）の相談体制の充実でありますとか、様々なところ、それらも含めての支援体制ということになろうかと私は感じます。大きく言えば、もちろん「支援体制」ですけど、そういうと、ほかのものも全部入ってくるのではないかと。だから、それを小分けではないのですけども、項目出しをしたものが、ここにあって、事務局が作られたと思いませんので、「連携体制」の形で私はよいのではないかとは思いました。
委員長	もし、それで意見がないようでしたら、「連携体制」というところで、どうかと思います。
委員	今日は、1から3章については、特にもう扱わなくていいのですか。
委員長	前回は1から3章まで、今回がその続きです。
委員	売春防止法の一部が削除になって、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に変わって、体制が変わってきますので、DV防止法というのは、男性も女性も関係ない。いわゆる暴力を前提としたところの、DVの被害者の大部分が女性だということを考えたときに、性犯罪、性暴力防止の強化の方針というところを入れていながら、女性新法が入っていないのが、違和感がある。なぜ、売春防止法から女性新法へなったのかということを明記する必要がある。かなり画期的な議員立法で、売春防止法の改正は、ずっと言っていた中でなかなか実現しなかったのが、突然、改正まで議員立法で踏み切られた。だから今、国も、県も、基本方針とか基本計画みたいなのを義務化で立てていかないといけないというところで、国が基本方針を今後立て、都道府県に出していくという段階なので、国もまだ具体的なものは示してないと聞いています。ただそこが動いてくると、市町村もある程度の責務を負うこと、法律上なってくるというのが、この法律の肝です。国の責務、都道府県の責務、市町村の責務、いわゆる女性支援に対して、行政がどのような役割と責務を負っていくのかを、打ち出すのが、この女性新法の話になりますので、それを、このDV基本計画の中の「国の動き」の中に入れてないというのが、違和感を覚えました。
委員長	明記については、事務局のほうで、「女性新法」の流れというのもつけ加えましょうか。
委員	文章を入れて、項目を増やす、この表のところに行を1個増やせばいいだけのことだと思うので。
事務局	2年後に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」ですね。
委員	そうです。長いので、通称名だと「女性新法」という言い方をしていると思います。

事務局	まだ国や県から具体的な内容というものがなく、市としてどこまでできるのか、市としてどうするのかというところまで行きつけるか分からぬのですけれども、新法の成立の流れであったり、新法として、今後こういうものができる、こういうことが影響してくるというあたりを、追加で入れるようにしたいと思います。
委員	この「計画策定の背景」というのは、2~3ページに書かれているところの(2)「国の動き」に、追加いただければいい話かと思います。
事務局	分かりました。
委員	厚労省のホームページを見ていただくしかないので、厚労省のホームページに、説明資料が載っていて、それしか説明資料が、公式のものはないはずです。
事務局	今、検討会をもたれているぐらいの感じですか。
委員	検討会は、多分終わっていると思います。何年もかかって検討会はずっとされていて、自治体によって、支援のレベルの差がすごくあって、A市に行ったら受けられるけど、B市に行ったら受けられないみたいなところの格差が生じているところがあって、今度、国が省令をつくって、基準みたいなのを定めていくところを、一つ掲げているとは聞いています。 例えば、一時保護というのは、女性家庭センターの一番大きな仕事としてありますけど、その基準みたいなところを、国が省令として定めようかみたいな話まで、今、出ていると聞いていますし、これがどうなるかは分かりませんけれども、ある程度、何かスタンダードの支援、どこに行ってもこれだけの支援は受けられますみたいなところを定めるということが、一つの考え方としてあると聞いています。ただ、具体的に国からまだ何も示されてはないのですが、この「国の動き」において、そこは多分、一番大きなところになってくると思います。
委員長	いろんなタイミングで、そのあたりのことを考えていかなければならぬのかと思いますけれども、一番新しい情報を、ありがとうございました。
委員	また、今回個別具体的な話をすごく書かれているのが、気になりました。 加東市は、よく分かっていると思いますけど、DV被害者支援のいろいろな具体的な支援の方法というのは、かなり秘匿性を保たないと、被害者の安全につながらないというところで、多くのその具体的なやり方を書かないというのは、私はセオリーだと思っていたのですけれども、意外と基本計画の中に、ここまで具体的なことを入れ込む意図は何なのかというのが、分からなかつたので、これは質問です。

事務局	実際、行っている支援を、共有したほうがいいということで、今回入れたのですけれども、言われているように、安全を守るということを考えたときに、その詳細を知らせることで危険性を高めるので今回、削除させていただこうと思います。もう一度、その観点で、点検をさせていただきたいと思います。
委員	<p>かなり具体的に書かれているところが、印象としてあって、その「すること」と、「計画に入れ込んで文字化すること」というのは、私は違うと思っているので、少なくともこれに関して言えば、結局、基本計画というのは、全ての人の目に触れるものだというところを考えたときに、言い方は悪いですけど、どの人が加害者かどうかわからない。仕事上、リスクのことをすごく考えて動くところがあるので、そこら辺がすごく気になりました。</p> <p>35 ページの具体的な施策の（2）相談員の安全確保のために関係機関に安全対策の周知を行います。これも、実は同じ話で、支援者、いわゆるDV被害者の支援者に支援するための情報を周知するというのが大事なのですが、ここをどういう意図で、項目を追加して書かれたのかということです。</p>
事務局	今回、DV対策対応についての、取組の洗い出しをした中で、いただいた意見として挙げましたが、誰の目にも触れるというところで考えますと、もう一度、そこは確認する必要があると思います。
委員	多分、その前の段階で書かれていることは、多分、どこの市も同じようなことを書かれてます。その「被害防止」と書かれているよりは、よく書いてあるのは「相談員のバーンアウト防止」みたいな形で書かれているところのほうが圧倒的に多いと思います。それで、「心理的ケア」と書かれているよりは、どちらかと言えば「スーパーバイズ体制を整える」みたいな書かれ方をしていて、これは、いわゆるその支援の仕事をしている担当部署においては、スーパーバイズを受けるか受けられないかというのは、すごく大事になってくるところになるので、そこら辺は、本当はそういう形なのかと思いながら、見てました。何か「被害防止」と書かれるよりも、どちらかと言えば、大事なのは「バーンアウト」のことであったりとか、その「スーパーバイズ」のことであったりとか、というところなのかと。
委員長	<p>我々としても守られつつ、そして相談者の方々に対してのお守りができるところなのかと思います。</p> <p>こここのところで、婦人相談員という言葉を表現されたような気がしたのですけれども。</p>
委員	法律上は婦人相談員だと思います。これが、この女性新法で、女性相談支援員という文言に変わるのでですが。
委員長	分かりました。今まででは婦人相談員ですね。

委員	はい、法律上は。
委員長	分かりました。
委員	相談体制の充実の中に、人的基盤の充実と入れてしまうのは、やはり難しい。人を増やす、そこは難しいです。今ある方の資質の向上と、その心理的ケアという形なのかと思ったところがありました。
委員長	本当は人を増やしたいのですね。
委員	そうです。人が増えれば、心理的業務負担の軽減は当然あると思いますし、人的基盤の強化というのが一つあって、そこに増員と資質の向上というのがあるべきなのかとは思います。でも、それは支援体制になって、31ページの話に戻りますけど、最後に府内の連携や関係機関との連携という分で、この連携の48~49ページの中で、頭の目標は「連携体制」となったけど、中にまだ「支援体制」という字は何カ所か出てくるので、その辺の整理もしたほうがいいと思いました。
委員長	確かに、統一したほうがいいですね。誤解を招いたりします。この法律改正が一つの大きなきっかけとなって、人数が増えていくといいですね。
委員	国のほうは予算、一旦おろすのでしょうかけど、実際そこでどういうふうに相談員を使ってどうするかというのは、それぞれの市町村の自治体の問題になってくると思うので、市単価も、国自体は単価、婦人相談員の雇い上げの単価も、補助単価上げてきていますので。だから、その部分においては国が何もしてないわけではないというところはあります。
	基本計画ということなので、文章にしたら、こういう文言になるとは思いますので、大変ですけれども、先ほどの「支援」と「連携」ということですけど、その支援の中に連携して、そういうことをするという、「支援」というのは、もともと大きい意味をもっているような気がするので、支援はやめて連携ということを前に出していくよりも、やはり支援という形を全面的に出していくほうが、方向としてはやはり安心だと思います。
委員	私も相談のスキルを高めるために研修は受けますけども、専門ではないです。だから、何かあったときには、法務局とか弁護士という形になってしまいます。結局は、相談員の心理からいくと、その専門でない人に相談しても仕方がないとか、どこまでやって出すのだろうとかいう不安があるみたいな感じのことがあるので、現に私も4年間、相談窓口をずっとやってきましたけど、相談件数ゼロです。でも、相談がないというのではなくて、役所の窓口であったり、法務局には相談があります。子どもに関しても、「SOSミニレター」いうのを学校へ配っていますけども、先生が聞き取りしても相談しないけれど、その手紙は法務局に届いているのです。子どもは今年も4件ありました。そうやって、「言いにくい」とか、「先生に

	はやっぱり相談しにくい」とか、そういう心理というものを理解し、もう少し開けれる何かそういうことをしていかないといけないと思います。形だけこういうのを「つくりました」は簡単だけども、実際、本当に問題の解決にすることにつながっているのかというような気がしないでもないので。立場上、これだけにかかるといけないいろいろな仕事があるので、大変だというのもよく分かるのですけども。だから、私も相談の関係で、ずっと役所にも行っているのですけど、こんな相談の形だけ作って、民生の方、行政の方、いろんな方、6人か7人でずっと窓口で1時間半、ずっと座って相談者を待ってますけども、まだ1人も来られたことないです。これは、どこに原因があるのか考えると、相談に行ったら近所の人に変なうわさが広がってしまうとか、秘密保持と言っても、相談するほうは心配するのです。だから、そんなところに行こうとしない。こういうことになってしまいます。なのに、この4年も5年もずっと同じように、いろんな会場を借りて、ずっと待ってるわけです。それで、帰るだけのことを繰り返していますけれども、これは形上、そういう窓口も必要だというのは分かるのです。心の拠り所にしたい人もいるとは思うのです。でも、それだったら個室で対応することなども必要だと考えます。相談の形はつくっているけど、中身はもう一つ、言葉は悪いんですけど、手抜きになってないかとかいうか、もう少し、その相談者に寄り添った親身な形をつくっていかないと、いつまでたっても、相談者は来ないだろうとずっと思っていたのです。それと同じように、ここで書いてあることは、何かあったら「関係機関と連携します」「関係機関に報告します」とか、そんな形になりますけども、やはり支援として「こういうことをします」ということは、ある程度のことが具体的に分かれば、相談者はもっと心を開けると思います。その「連携」「連携」ばかりで何か逃げてるような感じがします。ここははっきり、「こう支援します」ということを、載せるのは、文言的な表現は難しくて、悪いほうに誤解されたら大変というのにはあります。人もいない、費用もかかる。そういう大ごとになっていくのは分からないでもないですが、そんなことを懸念して、そんな堅いこと、文字でくくなってしまっては、何のためにしているのかという気もしますので、やはり「支援」ということを前面に出して、その中には、連携して相談、専門員に相談、少なくともその「連携」も支援の一つではないかと思うので、「支援」が前に出るべきではないかと思いました。
委員長	先ほどの「連携」でいくと、決定したのですけど。
委員	反対ではないので、別にいいのです。
委員長	理想は支援なのです。それで、マクロの部分とソフトな部分というのがあって、何か構造的なものと、それからその中で、何をやっていくかということが両方あって、2つのことが少しづつ進まれるのだろうかと思っています。
委員	40ページ、これは逆の立場だったらと思って、危ないと思ったのです。これはもう、常識で分かっていることではあるのですけれども、余り目に触れるように出す必要はないと、その点は思いました。

委員長

市民の立場というのは、本當にある意味、私たちには分からぬところがあつたので、危ういところを救われたという感じがござります。

では、少し文言が重複している部分とかを、もう一度見直していただいて「就労支援を行い自立を支援します」だと、また「支援」「支援」でつながつたりしてゐるところとかあるので、「就労のための情報提供をして自立を支援します」というような、40ページの真ん中ぐらいの文言だとか、本当にささいなところだとは思いますけれども、読みやすいようにしていただければ、せっかくこれだけ作っていただいて、労力かけて作っていただいてなので、ぜひ何か胸に届くようなものがいいと思います。

それでは、終わりたいと思います。この結果をもとに、次期計画策定を進めていきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、第2回加東市配偶者暴力対策基本計画の策定委員会の議事を終了させていただきます。

4 その他

5 閉会

令和4年11月19日

委員長 海野 伸久子

署名人 田中 和宏